

愛媛県大規模小売店舗立地審議会 議事録

- 1 日 時 : 令和6年8月30日(金) 10:00~11:15
- 2 場 所 : 県議会議事堂4階総務企画委員会室
- 3 出席委員 : 有光委員・倉内委員・竹下委員・谷本委員・東淵委員・東委員・福嶋委員・八束委員(8名)
※倉内委員・竹下委員は、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項によるみなし出席

○開 会

[事務局]

ただいまから、愛媛県大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。

当審議会は、8名の委員で構成されておまして、定足数は過半数の5名でございます。

本日出席の委員は6名、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、書面による意見により出席とみなされる委員2名、合計8名の出席と認められるので、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第4条第2項に基づき、本審議会は有効に成立しております。

なお、参考人招致については、今回の審議案件でございます「オズメッセ西敷地」の設置者に要請いたしまして、本日、ご出席いただいております。

今回の審議会は、6月の委員改選後、最初の審議会となります。

今回の改選に当たり、本日ご出席の委員のうち、元愛媛大学大学院理工学研究科准教授の有光委員に新たにご就任いただいております。また、その他の5名の皆様には引き続きご就任いただくこととなりました。よろしく願いいたします。

なお、本日ご都合により欠席されておりますが、愛媛大学大学院理工学研究科准教授の倉内委員、愛媛大学教育学部准教授の竹下委員にも引き続きご就任いただいておりますのでご紹介させていただきます。

続きまして、会長の選任を行います。愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第3条第2項に基づき、委員の互選により会長を定めることとされておりますが、会長候補者について何かご意見等がありますでしょうか。

[谷本委員]

これまでも会長を務められ、かつ地域の経済にも詳しい東淵委員に引き続き就任いただきたいと思っております。

[事務局]

他にご意見等はありませんか。

谷本委員から東淵委員を会長にとのご意見をいただきました。東淵委員に会長に就任していただくことに異議はありませんか。

—全員了解—

[事務局]

それでは、東淵委員に会長に就任いただくこととします。東淵会長、会長席に移動をお願いします。

ー東淵会長 会長席に移動ー

[事務局]

東淵会長に一言ごあいさつをいただきたいと思います。

ー東淵会長あいさつー

[東淵会長]

それでは、議事（審議案件）に移りたいと思います。

本日の会議の議事録署名人は、東委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、本審議会の結果につきましては、会議終了後、会議の内容等を記載した書面を作成し、県庁において一般の閲覧に供します。

それでは、お手元の資料にありますように、「オズメッセ西敷地」の新設届出について審議します。

参考人の入室をお願いします。

ー参考人入室ー

[東淵会長]

では、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

ー資料1～6 ページの主な内容について説明ー

- 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係について、指針の基準値を満たしている。
- 駐輪場の収容台数は指針の参考値から算出される台数に満たないものの、同規模の既存類似店舗等での利用実績から算出される必要台数を満たしている。
- オープン時や繁忙時には、駐車場出入口等に交通整理員を配置する。
- 騒音については4地点で予測・評価を実施。
等価騒音レベルについて、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。
夜間の騒音発生源ごとの最大値について、全ての地点で基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び大洲市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の倉内委員、竹下委員から、当該届出について、事前に意見をいただいているので報告させていただく。

《倉内委員の意見》

- ・ 出店計画地の北側に位置する国道 56 号線はレデイ東大洲店前交差点～松ヶ花交差点間が渋滞区間として指定されており、特に休日の混雑が問題となっている。平日朝の通勤時間帯の渋滞ではないことから、出店に伴う休日の買い物交通による影響が懸念される

ため、今回評価がなされていないレデイ東大洲店前交差点や市道立道線交差点なども含むエリアで注意深くモニタリングする必要がある。この点について、愛媛県の主要渋滞箇所は国土交通省のHPで公表されていることから、渋滞区間近傍に出店が計画されている場合は、渋滞箇所として指定されている交差点も対象に出店の影響を評価することが望ましい。

- ・徒歩や自転車で複数店舗をめぐるような方もおられると考えられるため、敷地内や敷地周辺道路における歩行者・自転車対自動車の交通事故に留意いただき、場合によってはハンプなどの速度抑制デバイスの設置を検討いただきたい。

《竹下委員の意見》

- ・「出入口付近に停止線を設置し、出庫車両の一旦停止と前面道路の歩行者への安全確認を促す」とあるが、オズメッセ東敷地との車の往来も考えられるため、確実に停止するよう、「一旦停止」や「止まれ」などを路面に表示するなどしていただきたい。

[東淵会長]

ありがとうございました。倉内委員、竹下委員からいただいたご意見について、参考人に回答を求めます。

[参考人]

まず、渋滞区間に関する意見について回答いたします。交通アセスメントという手続きで国が定める4つの要件に抵触しない新設手続になりますので、検討はしたものの国との協議はおこなっておりません。また、最も交通事情を把握されている大洲警察署と協議のうえ、調査箇所を選定しております。ただ、愛媛たいき農業協同組合としても付近が渋滞しやすいということは把握しておりますので、今回の出店の影響を定期的にモニタリングしていきます。その上で対策が追い付かない場合は、行政機関や警察署に相談させていただくこともあると考えています。当面は敷地が広いこともあり、渋滞にならないよう組合の他の駐車場を案内する等の対策を行い、国道の滞留が生じないような手段を講じてまいります。

次に路面標示についてですが、届出図面に反映していないものの、今回新たに路面標示の追加を計画しておりますので、対応させていただきます。

また、歩行者・自転車の敷地内外での安全確保について、これまでの状況から計画を作成しておりますが、新たな施設ができますので、今後も継続して調査を行ってまいります。

[東淵会長]

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました倉内委員、竹下委員の意見へのご回答について、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

ー全員了解ー

[東淵会長]

では、倉内委員、竹下委員からいただいた意見につきましては、参考人から適当と認められる回答が得られたということで進めさせていただきます。

次に、事務局から説明のあった内容につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

[谷本委員]

設置者が愛媛たいき農業協同組合、小売業者が株式会社ヘンミということで、無印良品は直営のイメージがあったのですが、2者の関係性はこういったものかという点について、

また、無印良品は地域社会との繋がりや地域活性化に力を入れられており、地産地消や街づくりの取組みをされておりますが、大洲の店舗においてもそのような可能性があるのか、という点についてご説明をお願いします。

[参考人]

実際に経営される株式会社ヘンミは無印良品のフランチャイズにおいて中国・四国エリアでかなりのウェイトを占める大手の事業主となっています。また、無印良品はSDGsや環境にやさしいといった部分を前面に押し出していますが、大洲市もかなり環境に配慮しており、再生可能な街として2年連続世界一を獲得したほか、当組合もSDGsに貢献している組合ですので、三者が同じ方向を向いて、業務提携も含め運営をしていきたいと考えております。

[東淵会長]

ありがとうございます。その他、ご意見、ご質問はありませんか。

[有光委員]

出入口3箇所のうち1つが愛媛たいき農業協同組合の前になっていますが、駐車場は一体で利用されるのでしょうか。また、現状での愛媛たいき農業協同組合の駐車場の利用状況はいかがでしょうか。

[参考人]

駐車場の利用方法についてですが、東側の出入口2箇所については届出前から確保しており、JA本所の来客用駐車場・職員用駐車場は既存で使用していた部分になります。また、今回、温浴施設があった場所に建物を建て替えて出店する中で、かなりの集客力があるだろうと推測しています。愛媛たいき農業協同組合の職員は休日の利用がなく、JA本所の営業も一部のため集客はほとんどありませんので、臨時的にこういった空くであろう駐車場を利用する計画としています。

次に、愛媛たいき農業協同組合の従業員駐車場については、無印良品の集客が多くなると予想される休日の利用はありません。通常はほぼ埋まっておりますが、本所の前の来客用駐車場につきましては、営業所ではなく事務所ですので、大きな会議がない限りほぼ空いている状況となっておりますので、連携して対応したいと考えております。

[有光委員]

ガソリンスタンドの利用者は店舗駐車場に敷地内から入場できるのでしょうか。

[参考人]

ガソリンスタンドの利用者につきましては、基本的に敷地南側から進入し、敷地西側から敷地外に退避される一方通行での運用を想定しています。行政機関と協議を行った際、ガソリンスタンドの出入口は専用として運用してほしいというお話もありました。ただ、無印良品を利用される場合、敷地が繋がっておりますので敷地内での移動も可能となっておりますが、基本的には給油のみでご利用いただくことを前提としています。

[有光委員]

EV充電施設付近の暗渠水路の上は自動車や人は通行可能でしょうか。

[参考人]

可能です。

[有光委員]

EV 充電施設を利用される方は店舗の駐車場から進入して充電されるのでしょうか。

[参考人]

EV 充電施設を利用される場合は、基本的に南側に EV・灯油給油所の看板を設置しますので、ここから進入・ご利用いただくことになります。先ほども申し上げましたように、基本的に一方通行の運用としています。

[有光委員]

EV 充電施設は既設の設備でガソリンスタンドが管理するものの、サインを新たに作成するというのでしょうか。また、EV・灯油を給油する場合はガソリンスタンドから入るのでしょうか。

[参考人]

設備、サインに関してはお見込みのとおりです。EV の充電や給油を行う場合は、EV 充電所の東側に店舗出入口とは別の入口を設置いたします。

[東淵会長]

EV で充電される方専用の出入口があるということでしょうか。また、それは EV で充電される方以外の方もその入口を利用して進入できるのでしょうか。

[参考人]

お見込みのとおり、専用の出入口がございます。また、店舗を利用される方も通行自体は可能ですが、少し東に進んだ位置に広い出入口がございます。また、あえて給油所開口部を看板にて明示したのはそれ以外のお客様のご利用を抑制する目的もございます。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

[東委員]

繁忙期等の追加的対策について、駐車渋滞のほか、各施設を行き交う方やバス停を利用される方など、様々な箇所で混雑が予想されます。しっかりと対策を検討いただいておりますが、「満車になる場合の入場制限」はすごく難しいと思います。現実的に実施可能なのか、やや不安に思います。以前に実施した経験がおありなのか等、教えてください。

[参考人]

南敷地や東敷地を合わせると約 1,600 台程度の駐車場がございます。しかし、オープン時はかなりの混雑が予想されますので、近隣施設のイベントについても集約し、重複しないよう計画しております。また、平日は従業員駐車場が埋まっているものの、近隣の別施設の駐車場を従業員用としてお借りできないか交渉を行うなど、渋滞緩和に努めております。

[東委員]

別の施設では、交通整理員からの指示がなく、来場者が困っている例を見かけることが多くありました。たくさん駐車場を確保いただいておりますが、場内駐車場のどこが空いている等の情報を提供できる体制を構築いただきたいと考えています。

[参考人]

オズメッセ 21 エリア全体で常時警備員を雇用しているのでは慣れていると思いますが新規の出店でもありますので、無線等の活用も含め、連携を取りながらお客様にご迷惑をおかけしないような方法を考えて参ります。

[福嶋委員]

オープン時のチラシ等によるお知らせはどの程度の範囲に行うのでしょうか。

[参考人]

商圈はかなり広いと思いますので、オープン時は南予一円まで入るかもしれません。申し訳ございませんがすべては把握しておりません。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

[谷本委員]

誘導計画に関して、国道 56 号線から西進し、左折して入店する経路となっています。これに対し、退店時は市道オズメッセ東通り線から国道 56 号線（大洲道路）を左折される想定かと思いますが、入店と同じ経路で退店される方がいないか不安に感じています。言うのも、入店時と同じ経路で退店される場合、市道オズメッセ東通り線と国道 56 号線の交差点は信号がなかったかと思いますが、右折時に問題が生じないか教えてください。

[参考人]

ご指摘の交差点につきましては信号がなく、現状のオズメッセ各施設への入店時に利用される方は多くなっている一方で、退店時に同じ経路を使用する場合、無信号で国道に合流することになるため安全上望ましくなく、また、合流しにくいいため利用される方はあまりいらっしゃらないという現状があり、やはり国道 56 号線（大洲道路）を通る方がほとんどです。そういった実情を鑑み、現在の来退店経路を設定しています。

[谷本委員]

その経路は折込チラシのような形で周知されるのでしょうか。

[参考人]

店頭で掲示するなど、どのような形になるかはわかりませんが、何らかの形で周知を図っていく予定です。

[谷本委員]

無印良品は南予初出店だと思いますので、大洲市内だけでなく、広範囲からの来店が予想されます。できる限り広い範囲に告知していただければと思います。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

—参考人退出—

[東澁会長]

当審議会としての意見をとりまとめたと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東澁会長]

続きまして、次回以降の審議案件及びフォローアップ手続きについて、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料7～9ページの主な内容について説明－

○次回以降の案件の説明

- ・審議会案件は、「(仮称)ダイレックス新居浜高専通り店(新居浜市)」、「ドラッグコスモス下松葉店(西予市)」、「(仮称)ドラッグストアモリ北条辻店(松山市)」、「(仮称)mac大洲北只店(大洲市)」、「ドラッグコスモス北高下店(今治市)」、「(仮称)スポーツ小売計画店舗(松山市)」の6件がある。
- ・県の意見提示期限については、「(仮称)ダイレックス新居浜高専通り店(新居浜市)」が令和6年12月4日まで、「ドラッグコスモス下松葉店(西予市)」が令和6年12月26日まで、「(仮称)ドラッグストアモリ北条辻店(松山市)」が令和7年1月1日まで、「(仮称)mac大洲北只店(大洲市)」が令和7年2月6日まで、「ドラッグコスモス北高下店(今治市)」が令和7年2月13日まで、「(仮称)スポーツ小売計画店舗(松山市)」が令和7年2月26日までとなっている。

○フォローアップ調査について

- ・「(仮称)ニトリ四国中央店(四国中央市)」、「コープ金子(新居浜市)」について、設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果について報告があり、周辺生活環境への問題は発生しておらず、周辺住民からの苦情も発生していないため、問題なし。
- ・「(仮称)ドラッグコスモス宇和島南店(宇和島市)」については、設置市より、前向き駐車を案内しているものの来店者が遵守しないことにより、排気ガスが入ってくるとの苦情が隣接住民から発生したとの報告があった。設置している看板を大きく見やすいように変更する、来店者への再度の声掛けを徹底するなどの2点の対策を実施することを店舗から住民に説明し、納得いただいているとのことであり、設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果、その他の問題も生じていないため、問題なし。
- ・「(仮称)ドラッグストアモリ今治別宮町店(今治市)」については、設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果、無届での駐輪場の位置変更の事実が判明したものの、審議会での委員の発言を受けての変更であり、周辺生活環境への問題は発生しておらず、また、周辺住民からの苦情も発生していない。なお、口頭指導の結果、当該駐輪場について位置変更の届出が提出されることとなった。
- ・「明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店(四国中央市)」については現在照会中。
- ・その他については今後照会予定となっている。

[東淵会長]

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

[有光委員]

フォローアップ調査の（仮称）ドラッグコスモス宇和島南店について、住民の方にもご納得いただいているということですが、「前向き駐車」の看板は様々なところで見かけるものの、守られていないケースも多いと思います。ドライバーのマナー以外の原因も考えるべきで、進路に対して直角に曲がって前進して駐車するのは難しいと思います。内輪差による隣の車両への接触を防ぐためにはかなり大回りする必要があり、一台一台の幅を広げるか通路をかなり広くしなければ事故を起こしてしまいますので、進行方向から斜めに駐車するようにすれば入庫しやすくなります。この場合デッドスペースが出来るため店舗側は抵抗があるかもしれませんが、住民の方も排気ガスが入ってくると天気が良くても窓を開けられないなどの支障も出てくると思いますので、こういった工夫を店舗側に提案することも一案だと思います。

[東淵会長]

これは愛媛だけでなく全国的な問題かと思えます。全国的にどのように解決しているのかということを経済局に精査していただき、有光委員からご指摘があったように斜めに駐車できるようにするという対策や、「前向き駐車」という表現を「前進駐車」に改めるなどの提案をしていくということも考えられると思います。

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

特にないようですので、以上で本日の議事を終了いたします。皆さんありがとうございました。

[事務局]

以上をもちまして愛媛県大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

○閉 会（11：15 終了）

議事録署名人

⑨